

綾瀬市子育て支援訪問事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、行政機関や地域における支援が必要であるにもかかわらず、支援につながっていない家庭の養育状況を把握するとともに、当該家庭への支援を開始することで児童虐待の未然防止を図るため、児童虐待防止対策支援事業実施要綱（児童虐待防止対策支援事業の実施について（平成17年5月2日第0502001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知別紙））に定める子育て支援訪問事業（以下「事業」という。）を実施することについて、必要な事項を定めるものとする。

(事業内容)

第2条 事業の内容は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第10条の2に規定するこども家庭センターの職員が、次条に規定する対象家庭へ訪問し、育児用品等の配付を通じて養育環境の把握を行うとともに、養育者の養育技術の確認や習得の支援を行うものとする。

(対象家庭)

第3条 事業の対象者（以下「対象家庭」という。）は、市内に居住する0歳から18歳までの児童を養育する家庭であって、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 児童の安否、養育状況、環境などの確認が必要であると認められる家族
- (2) 市、関係機関等（以下「市等」という。）が、支援が必要な家庭であると判断しているにもかかわらず、支援を拒否する家庭
- (3) その他市長が特に必要と認める家庭

2 前項の規定にかかわらず、暴行、脅迫等により市等に危害を与えるおそれのある家庭は、対象家庭としない。ただし、警察等の協力を得て家庭訪問等を行うことができる場合は、この限りでない。

(育児用品等の選定等)

第4条 対象家庭に配付する育児用品等は、こども家庭センターで行う担当者会議において、育児、学校生活等で必要な物品を選定するものとする。

2 この要綱の規定により育児用品等を受領した者は、別に定める受領書を提出しなければならない。

（育児用品等の配付後の支援）

第5条 市は、育児用品等の配付を通して把握した養育状況をもとに、必要に応じ、綾瀬市要保護児童対策地域協議会設置要綱（平成18年6月1日施行）に規定する綾瀬市要保護児童対策地域協議会を通じて、関係者や関係機関と連絡調整の上、対象家庭への支援を開始するものとする。

（その他）

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。